

公益社団法人大日本山林会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人大日本山林会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、森林・林業の改良及び進歩に関する事業を行い国内外の森林・林業の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 森林・林業に関する指導、奨励及び普及
- (2) 森林・林業に関する講習、研修及び講演会の開催
- (3) 模範林、展示林及び所有林の造成・経営と調査研究
- (4) 国内、国外の森林・林業の調査研究
- (5) 国外への林業振興上の技術援助
- (6) 森林・林業に関する政府への意見具申
- (7) 森林・林業教育の振興及び研究の助成
- (8) 森林・林業に関する発明・改良の奨励
- (9) 森林・林業に関する刊行物の発行
- (10) 森林・林業に関する功労者の表彰
- (11) 森林・林業文献の収集・保管・閲覧サービス
- (12) その他本会の目的を達成するため必要な事業

2 前項に掲げる事業については、日本全国で実施する。但し、第4号、第5号、第11号については、海外も対象に実施する。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、特にその達成に寄与しようとして入会した者（個人、法人又は団体）
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、主に会費や寄付を負担することにより、この法人の活動を支援しようとして入会した者
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した者

2 前項のうち、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 賛助会員及び一般会員として入会しようとする者は、前項の申し込みをすることにより、直ちに会員資格を取得する。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額（以下「会費」という。）を支払う義務を負う。

（任意退社）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総裁、名誉会長、名誉会員及び顧問

（総裁）

第11条 この法人は、総裁を推戴する。

2 総裁は、理事会の議決を経て総会において推戴する。

3 総裁は、名誉職とする。

(名誉会長、名誉会員及び顧問)

第12条 この法人に名誉会長、名誉会員及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長は、在籍中功績のあった会長を、退任に際して理事会の議決を経て総会において推薦する。

3 名誉会員は、この法人に特に功績のあった会員の中から理事会の議決を経て、会長が推薦する。

4 名誉会長及び名誉会員は、名誉職とする。

5 顧問は、学識徳望のある者、又はこの法人に対し特に功労のあった会員の中から総会の議決を経て、会長が委嘱する。

6 顧問は、会長の諮問に応じ重要な会務につき意見を述べる。

(報酬)

第13条 名誉会長、名誉会員及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として前年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 すべての正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決権を委任することができる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した理事の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、3名以内を常務理

事とする。

- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その業務執行に係わる職務を代行する。
- 4 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長には、会長があたる。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は毎事業年度2回以上開催する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 助成金又は交付金

(4) 寄付金品

- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第35条 この法人の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、次の各号に掲げるものをもって構成する。なお、これらの基本財産の中に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第19号に定める不可欠特定財産に該当するものはない。

- (1) 東京都港区赤坂壱丁目九〇壱番二の共有土地の持分
- (2) 所有林地
- (3) 所有立木
- (4) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 前項の所有林地及び所有立木の内容は、理事会の議決を経て、会長が定める。

4 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第36条 前条の資産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 前条第2項の基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び総会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、定時総会に報告するものとする。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時

総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 11 章 広告の方法

(公 告)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補 則

第 46 条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、大貫仁人とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は、大貫仁人とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(参考:経過説明)

- ① 平成21年5月の総会に於いて、停止条件付きで決議した。
- ② 平成22年10月1日付けで施行した。
- ③ 令和8年5月27日の総会に於いて、一部停止条件付きで決議した。
 第3章 会員 第5条、第5章 総会 第14条、第15条、第17条、第19条、第20条については令和9年4月1日付けで施行する。
 それ以外は、令和8年5月27日付けで施行した。
 第6章 役員 第24条、第7章 理事会 第31条、第8章 参与及び参与会議 第34条から37条、第9章 試算及び会計 第34条から第35条 第10章 定款の変更及び解散等

附 則

- 1 この定款は、令和29年5月24日の総会において、一部改正決議した。
- 2 この定款は、令和8年5月27日の総会において一部改正決議した。

沿 革

大正	4年	4月	5日	認 可	(農商務省)
同	8年	7月	1日	改正認可	(同)
昭和	2年	6月	9日	同	(農林省)
同	9年	7月	11日	同	(同)
同	14年	8月	5日	同	(同)
同	21年	9月	9日	同	(同)
同	22年	6月	13日	同	(同)
同	26年	7月	3日	同	(同)
同	29年	8月	13日	同	(同)
同	32年	2月	7日	同	(同)
同	36年	10月	23日	同	(同)
同	40年	10月	2日	同	(同)

同	47年	8月22日	同	(同)
平成	11年	9月13日	同	(農林水産省)
同	22年	10月1日	同	(内閣府)
同	29年	7月19日	改正届出	(内閣府)
令和	2年	5月27日	同	(同)
同	4年	5月25日	同	(同)
同	4年	12月12日	同	(同)
同	8年	5月27日	同	(同)